

東海市立大田小学校 子どものいじめ防止基本方針

令和5年4月3日

1 いじめの定義といじめに関する本校の基本認識

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校において一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

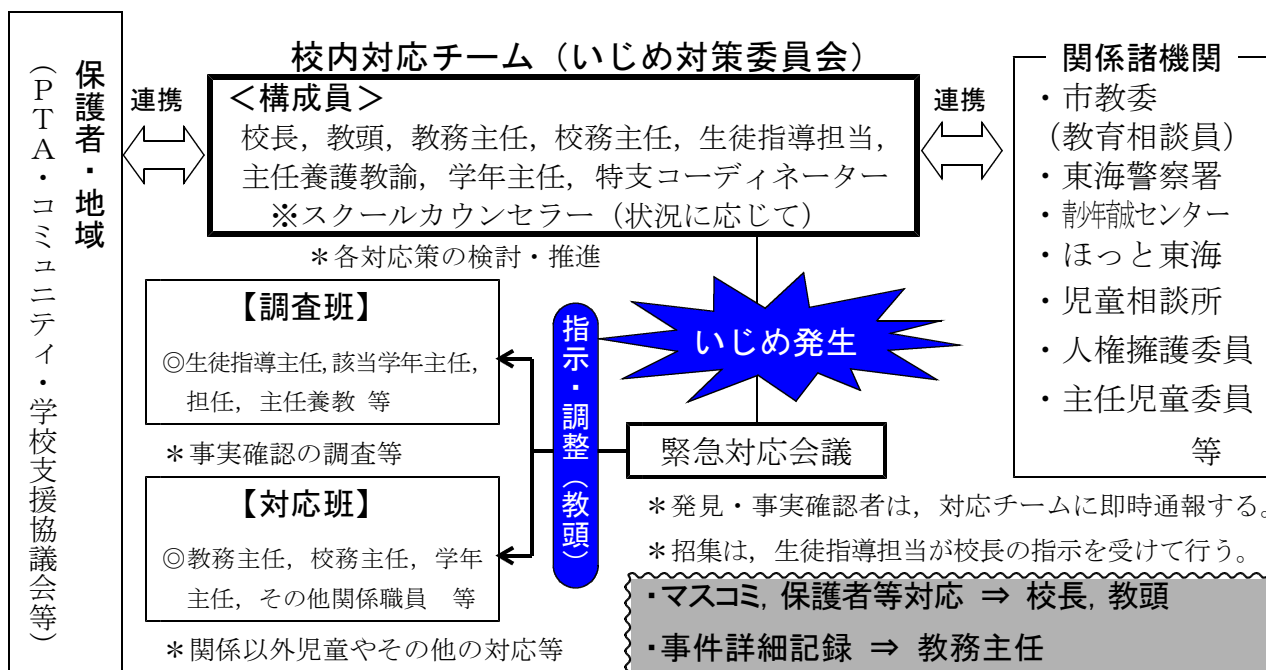
<いじめ防止対策推進法 平成25年 法律第71号 要約>

いじめの定義に基づき、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識のもと、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めて学校全体で情報を共有し、組織的に対応していく。そして、全児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止の基本姿勢として、以下5点を重点とする。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさないという姿勢で指導にあたる。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、有効な手段を積極的に講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者や関係諸機関等と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭の協力のもとで事後指導にあたる。また、状況に応じて、外部関係者や関係諸機関等に支援を依頼する。

2 いじめ防止対策の組織



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

基本的な考え

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- 教育活動全体を通して、児童が自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。また、道徳科の授業における「命」の大切さの指導や人権教育の充実を図り、「いじめは絶対に許されない」「知らない顔をすることも傍観者として、いじめに加担している」ことなどを伝える。
- ネットいじめの加害者、被害者とならないよう情報モラル教育を推進する。

※P7「ネット上のいじめ対応」参照

ア 教師の児童理解と児童一人一人の居場所づくり

- ・全ての教職員が共感的な人間関係を基盤に児童一人一人を十分理解し、「みんなちがって みんないい」を常に意識して、個に応じた指導を心がける。
- ・各学級において「自己決定の場」「自己存在感」を有機的に作用させ、各児童が集団の一員としての自覚と集団としての「絆」を意識できるようにする。

イ 分かる授業づくり

- ・児童全員が参加・活躍でき、分かる楽しさやグループで活動する楽しさを味わうことができる授業づくりに努める。

ウ 道徳教育の充実

- ・「思いやり」を道徳教育の重点目標の一つにし、道徳科の授業では「命」の大切さを全学年で指導する。
- ・道徳科の授業を要とした学校全体の教育活動との関連を全職員で確認し、道徳的実践力の向上を図る。

エ 人権教育の充実

- ・12月第1週を校内人権週間に位置付け、人権理解に向けた活動を行う。また、体験学習や異年齢交流などを教育活動に積極的に組み込み、他者を尊重する心を育む。

オ 体験学習の推進

- ・友人関係のストレスサーがいじめの要因となるケースが多いことに鑑み、社会体験や生活体験などの機会を提供して集団づくりや社会性の育成を図る。
- ・福祉体験やボランティア体験を学校が意識的に設定し、思いやりの心やユニバーサルな意識の高揚を図る。
- ・「情報モラル教育」「命の学習」「心の教育」などの啓発事業を実施する。

(2) 早期発見 ～児童の変化を敏感に察知～

基本的な考え

- 早期発見が早期解決につながることを全教職員が理解し、教育活動にあたる。
- 早期発見のために、教職員が児童との信頼関係の構築に努める。
- いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童の小さな変化を敏感に察知する。
- 教職員間の情報交換や保護者・地域との連携を密にして、心配な情報を共有する。

ア 教職員の自覚と意識高揚

- ・ 児童の遊びや悪ふざけのように見られる行為に対しても十分観察し、「児童の些細な変化に気付く」⇒「気付いた情報を確実に共有する」⇒「速やかに対応する」、この流れを常に意識し、気付く教職員集団になる。
- ・ 朝の会には全ての児童の顔を見ることや放課の過ごし方の観察、一日一声掛け活動などを行う。
- ・ 児童が相談しやすい雰囲気づくり、場づくりに心がける。

イ 保護者からの情報提供

- ・ いじめ発見のきっかけで最も多いのが「保護者からの訴えである」という結果を受け、日頃から保護者との良き関係をつくり、早めの情報交換を行う。

ウ 教育相談とアンケート調査の実施

- ・ 各学期に1回、4日間日程で、担任が児童一人一人と相談活動を行い、児童理解を深めるとともに、日頃困っていることなどを聞く機会にする。
- ・ 担任との教育相談前に、全ての児童に対して学校生活に関わるアンケート調査をする。設問には「いじめ」に関する内容を必ず入れる。

エ 関係諸機関等に関する情報提供

- ・ カウンセラーとの相談活動について、保護者や児童に積極的に広報する。
- ・ 学校だよりを活用し、いじめや悩みなどを相談することのできる機関等の連絡先を全家庭に知らせる。

(3) 早期対応 ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

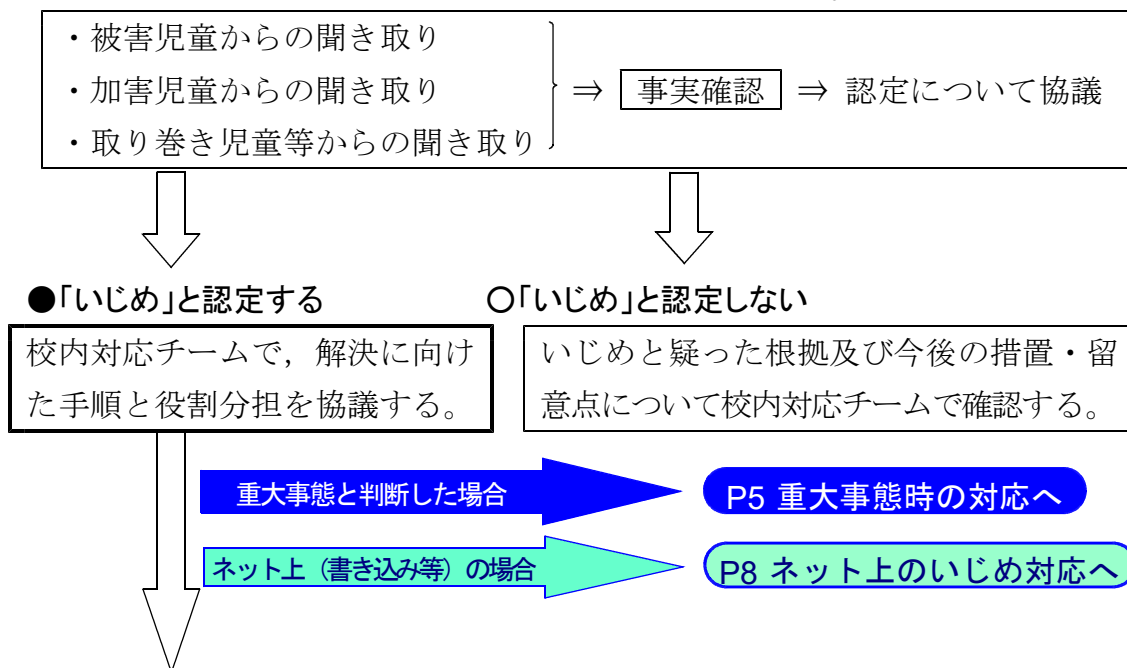
基本的な考え

- いじめの発見・通報を受けたら「校内対応チーム」を招集し、早期に、組織的に対応する。
- 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- 教職員の共通理解のもと、保護者との協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や関係諸機関との連携を積極的に行う。

ア 事実関係の掌握と校内対応チームの招集

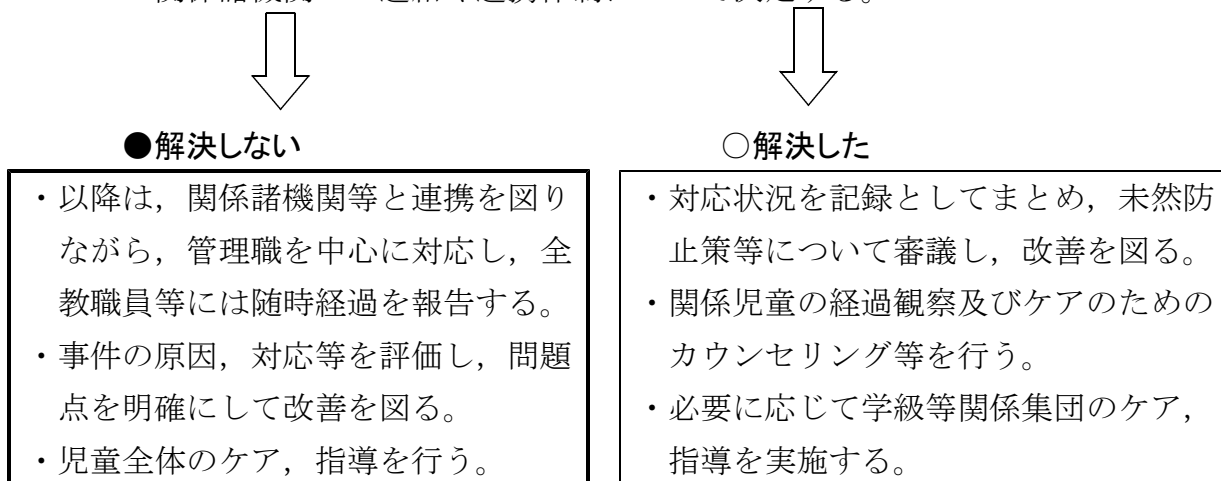
- ・生徒指導主任が校内対応チームを招集し、担任を始めとした【調査班】を中心に、事実の確認を行う。

※必要に応じて【対応班】を中心に授業対応等を行う。



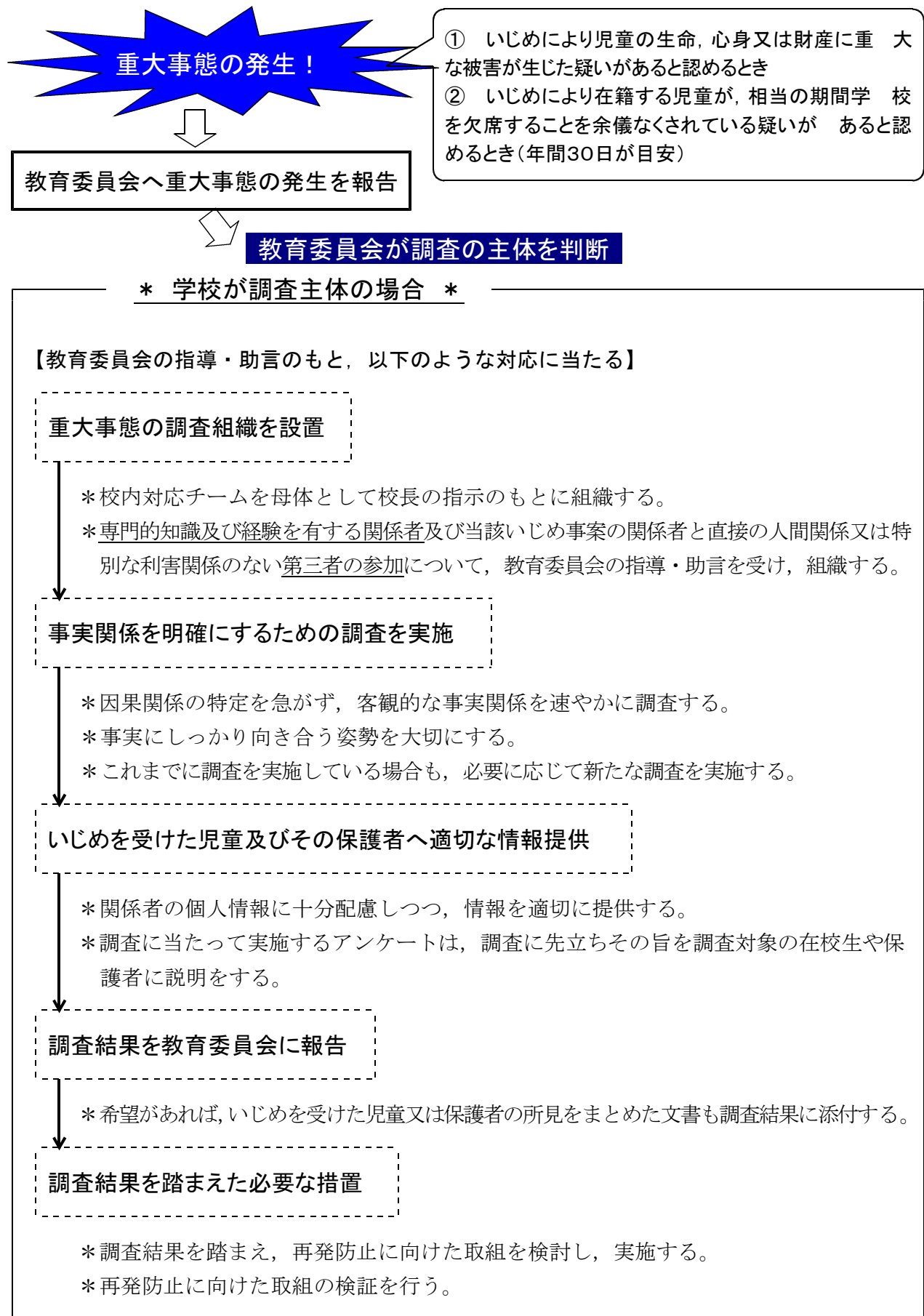
イ 解決に向けた手順の確認と組織の役割分担

- ・該当児童から再度詳細な聞き取りを行う方法と役割分担を決定する。
- ・該当児童に対するケアや指導の方法と役割分担を決定する。
- ・保護者及び児童以外の関係者に対する対応について決定をする。
- ・関係諸機関への連絡や連携体制について決定する。



※ 全体の流れについては **P8 学校全体の組織的対応の流れ** 参照。

4 重大事態への対応



5 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとする「いじめ防止の取組」については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるよう努める。また、アンケート調査やいじめ・不登校・虐待対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

	会議・啓発活動 等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	
4月	校内対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画等 職員会議 ・全職員で共通理解	いじめに関する実態把握 ・前年度の確認 ・気になる児童の情報交換 ↓ ＊道徳や学級活動計画への反映	・日々の情報収集 ・職員会議での児童の情報交換(毎月) ＊家庭訪問	P ↓ D
5月	＊いじめに対する保護者、地域に向けた啓発活動	◎保護者への道徳の時間公開	＊いじめアンケート ＊担任による教育相談 ＊地域連絡協議会	C
6月	いじめ不登校対策委員会	◎保護者への道徳の時間公開		A
7月		＊夏季休業に向けて	＊保護者懇談会	
8月	校内対応チーム会議 ・1学期の反省と2学期の実践確認と見直し	教職員研修①		P ↓ D
9月	＊校内対応チームの方針の伝達と情報交換			
10月			＊地域連絡協議会	
11月		◎保護者への道徳の時間公開	＊いじめアンケート ＊担任による教育相談	C
12月	いじめ不登校対策委員会 ※2学期の反省と3学期の実践確認と見直し	教職員研修② ＊人権週間 ＊冬季休業に向けて	＊保護者懇談会	
1月			＊いじめアンケート ＊担任による教育相談	A
2月	いじめ不登校対策委員会		＊地域連絡協議会	
3月	校内対応チーム会議 ・1年間の取組の検証と見直し	＊学年末休業に向けて		P

6 その他

- (1) 「学校いじめ基本方針」は、学校ホームページで公表する。また、概要を学校だより等に掲載し、保護者や地域住民に知らせる。
- (2) 長期休業中においては、事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 重大事案の場合は、いじめアンケート等を含め5年間保管する。また、いじめの事実の記録「いつ、どのようないじめがあり、どのような対処をしたか」を時系列で記録しておく。

ネット上のいじめ対応

基本的な考え

- 教職員が「ネット上のいじめ」を十分理解する。
(例) メール、ブログ、チェーンメール、学校非公式サイト、LINEなど
- 保護者の理解を深める効果を認識し、研修会等を積極的に行う。
- 発達段階に応じた情報モラル教育を確実にを行い、インターネットの利便性と危険性を理解させる。

書き込み等の削除(例)

①書き込みの確認

- ・ 掲示板のアドレスを記録
- ・ 書き込みのプリントアウト
- ・ 携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など

②

- ・ 公的機関を通じて掲示板の管理人に削除依頼

※削除できない

③

- ・ 公的機関を通じて掲示板のプロバイダーに削除依頼

※削除できない

④

- ・ 削除依頼メールの確認
- ・ 警察への相談
- ・ 法務局、地方法務局への相談

- ・ 削除確認
- ・ 児童、保護者等への説明

学校全体の組織的対応の流れ

- 1 発見
- 2 情報収集
- 3 事実確認
- 4 方針決定
- 5 対応
- 6 解決・経過観察

